

**サービス利用調整の事例
(2週間程度の期間を想定した取組)**

1 利用者の状況の把握

- ・利用者の体調、家庭環境、緊急連絡先等を把握する。

2 サービス利用調整の検討

- ・利用者ごとの対応を検討する。(通所介護事業所職員による訪問、他事業所の利用や訪問介護への振替え、利用回数の低減、介護度の高い利用者を優先、入浴・食事の提供の中止、利用の中止、電話による安否確認、家庭での対応が可能な場合などの可能な限りの利用自粛、等)

3 家族への説明

- ・サービス内容に変更があり得ることを、利用者家族に対し、個別に丁寧に説明する。

4 居宅介護支援事業所との協議

- ・サービス提供の縮小や休業となった場合を想定して、サービスの必要性等について、居宅介護支援事業所と具体的に協議する。

※代替サービス検討に係る関連国通知

- ・令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他連名の事務連絡「新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(第2報)
- ・令和2年4月7日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他連名の事務連絡「新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(第6報)
- ・令和2年4月15日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他連名の事務連絡「新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(第9報)